

中小企業倒産防止共済制度の 不適切な利用への対応について

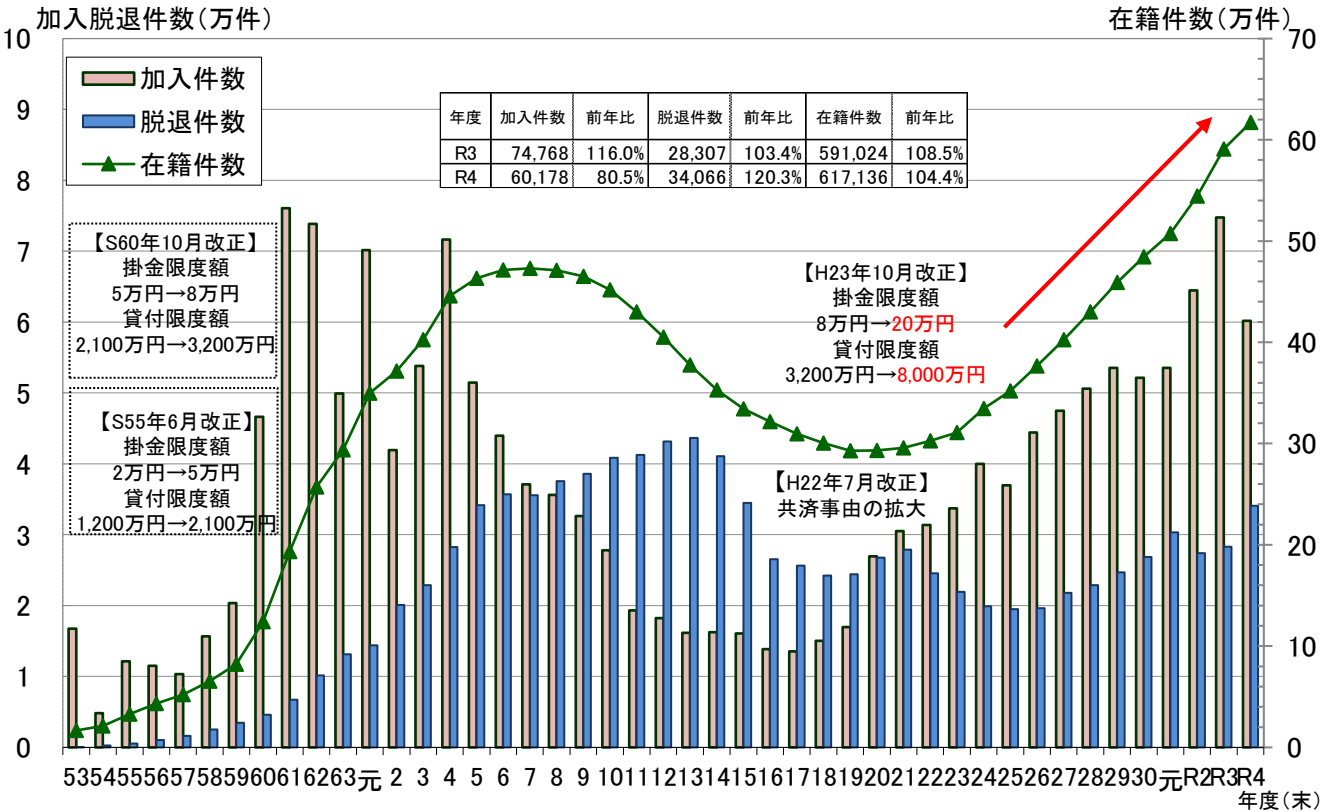
令和 6 年 1 月

中小企業庁

1. 加入・在籍状況（令和4年度末現在）

- 平成23年10月に掛金積立限度額を増額（320万円→800万円）して以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が急増している。

加入・脱退・在籍件数の推移



脱退件数の推移

年度	脱退件数
H 20年	26,773
21年	27,884
22年	24,549
23年	21,935
24年	19,902
25年	19,509
26年	19,639
27年	21,807
28年	22,888
29年	24,678
30年	26,834
R 元年	30,331
2年	27,376
3年	28,307
4年	34,066

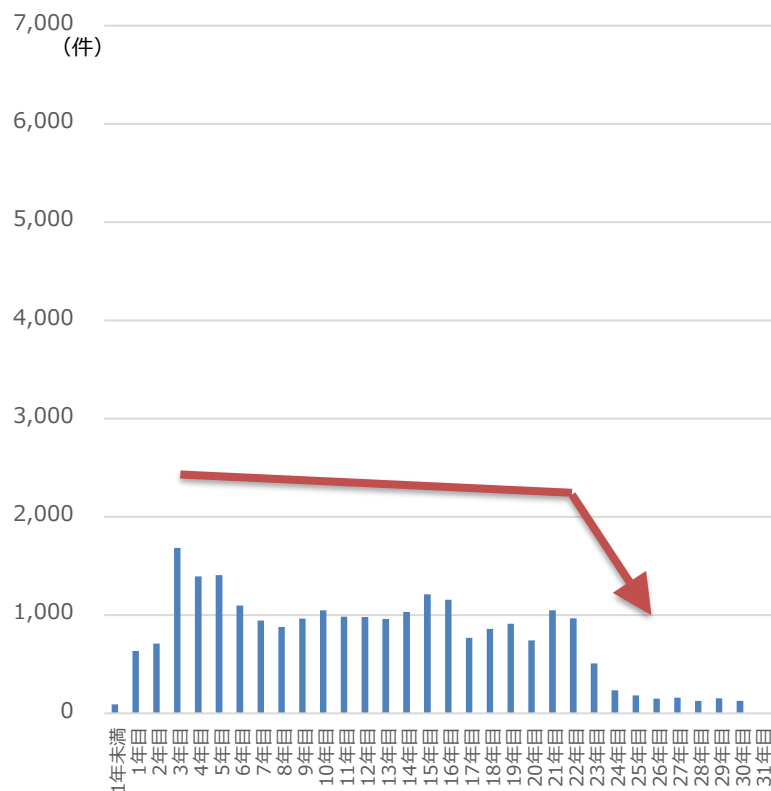
共済金貸付の推移

	H20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度
件数（件）	5,391	4,116	2,476	2,183	1,716	1,218	853	689	460	366	387	353	151	98	150
金額（百万円）	48,671	34,151	19,455	16,733	13,999	10,607	8,146	7,133	5,201	3,907	4,835	4,558	2,647	1,513	1,757

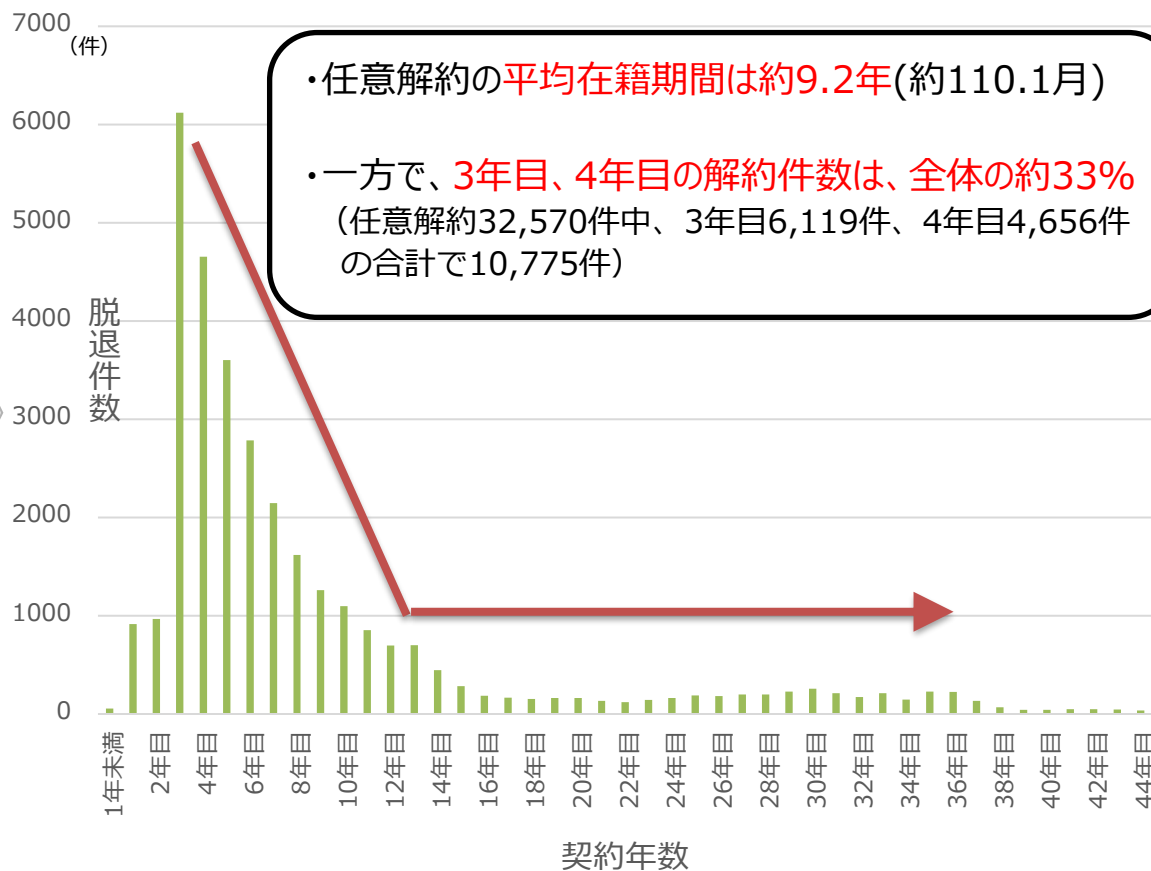
2. 任意解約による脱退状況（令和4年度）

- 解約手当金の支給率が100%となる、加入後3年目、4年目に解約が大きくなるが、近年その傾向が特に顕著に。直近では約33%が3年目、4年目に解約する状況。
- 解約してすぐに再加入する行動変容が発生しており、加入・脱退の増加の一因に。

契約年数別脱退件数（平成20年度 任意解約）



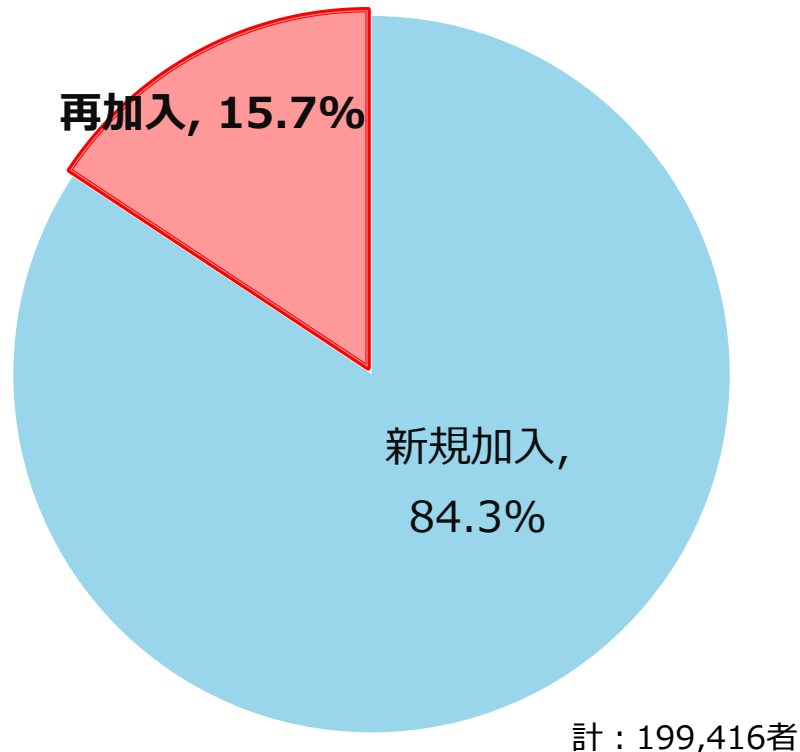
契約年数別脱退件数（令和4年度 任意解約）



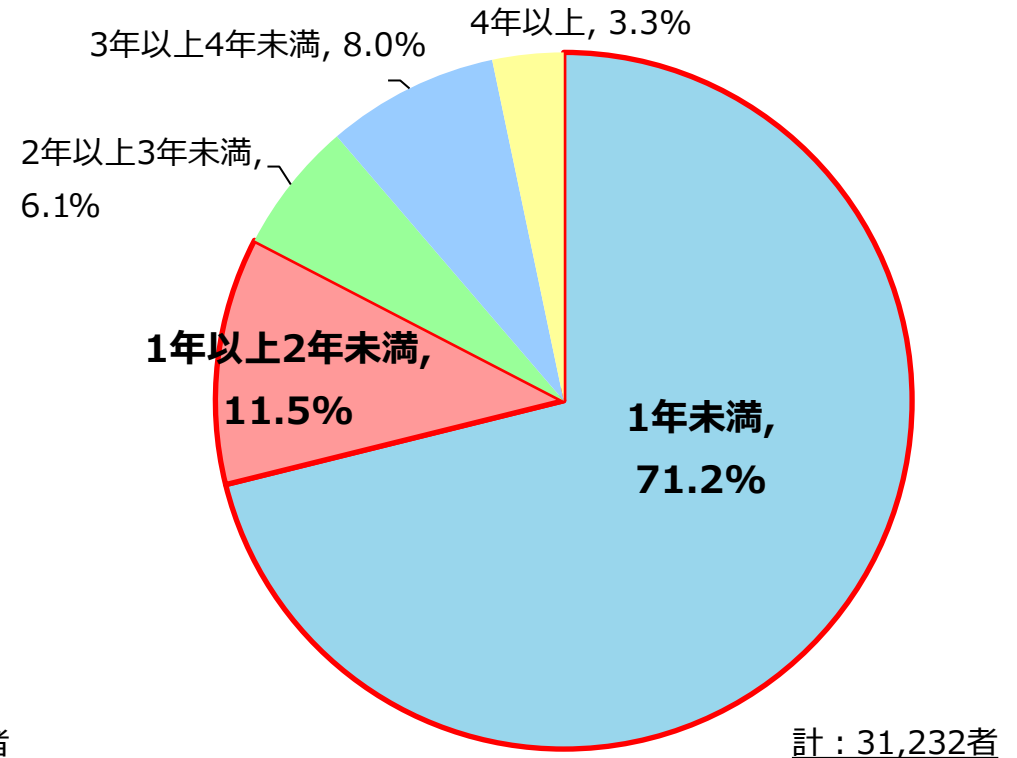
3. 短期間で繰り返される脱退・再加入

- 加入者全体のうち再加入者は約16%。再加入者のうち2年未満に再加入する者は約8割を占める。
- 脱退・再加入は、積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない。

R2～R4における加入者の内訳



R2～R4の再加入者について、脱退から再加入までの期間



4. 節税を目的とした加入とそれを指南する情報源

- 加入者へのアンケートでは、共済への加入理由として、「税制上の優遇措置があるため」を理由とするものが約3割。うち、税制上の優遇措置のみを目的としたものが約2割となっており、約2割～3割が節税目的による加入と推定される。
- インターネット上や雑誌でも、専ら節税をアピールして共済への加入を勧めるページが数多く存在。

倒産防止共済加入者アンケート

- ✓ アンケート集計期間：R3.5.26～R4.3.31
- ✓ 全体の回答数：1473名

- 加入の決め手として**税制上の優遇措置にのみチェックを付けた者**の数：**334名**

約2割

- 加入の決め手（複数回答可） (件)

金融機関の担当者に勧められて	103
商工会・商工会議所・組合等の職員に勧められて	74
税理士・社会保険労務士等の専門家から勧められて	748
税制上の優遇措置があるため	822
資金的余裕があるから	197
以前加入していたから	119
貸付条件（無担保・無保証人）が魅力的だから	90
取引先に不安	38
その他	37
合計	2,228

約3割

倒産防止共済による節税を指南する事例

【HP】

- ✓ 「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）」とは（税理士が教える節税）
- ✓ 年間240万円まで全額損金にでき節税できる倒産防止共済
- ✓ 掛金が全額損金のセーフティ共済を何回も活用する方法（共済出口対策プラン）

【Youtube】

- ✓ 経営セーフティ共済！超オススメしたい賢い活用方法＆融資審査に有利な経理処理とは？
- ✓ 事業者は必須！セーフティー共済（倒産防止共済）物凄い節税効果！
- ✓ 節税商品に融資機能があることをご存知ですか？【倒産防止共済・小規模企業共済・生命保険】
- ✓ 【簿外資産を作れる！】全額損金の経営セーフティ共済の節税効果を最大化する方法と、一期で460万円落とす方法

【書籍・雑誌】

- ✓ 『元国税調査官が語る、中小企業「夢の節税術」の正体』 税金のプロが語る「経営セーフティ共済」の威力（東洋経済 2023年）
- ✓ 節税策としての倒産防止共済の賢い活用法（企業実務 2018年12月）

令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする（所得税についても同様とする。）。

（注）上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

（出所）令和6年度税制改正大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20231222taikou.pdf

（参考：改正イメージ）

